

第44回 松江市景観審議会 会 議 録

1. 日 時 令和3年11月2日（火） 13:30～15:00

2. 場 所 松江市役所西棟3階 第1常任委員会室

3. 出席者（敬称略・名簿順）

（1）委員

荒尾慎司会長、正岡さち副会長、小草牧子委員、金坂浩史委員、
實重彩香委員、富田秀則委員、長澤孝之委員、日野由紀子委員、
松本光弘委員、三代暢実委員

（2）事務局（歴史まちづくり部まちづくり文化財課）

松尾歴史まちづくり部長、尾添まちづくり文化財課長、
藤井景観政策係長、木村主事

4. 議 題

（1）審議事項

第1号議案

会長、副会長の選出について

第2号議案

専門委員会の組織について

第3号議案（諮問・答申）

松江市屋外広告物計画変更及び松江市屋外広告物条例改正について
～安全点検の義務化～

（2）報告事項

大橋川景観アドバイザー会議への委員の派遣について

5. 会議経過

（1）開会

※松尾歴史まちづくり部長あいさつ

（2）審議会成立報告

※委員12名の内、10名出席。松江市景観条例第48条第2項の規定に基づき委員の過半数の出席により成立していることを報告。

（３）第 1 号議案について

※事務局提案により、会長に荒尾慎司委員、副会長に正岡さち委員が就任。

※荒尾会長あいさつ

※正岡副会長あいさつ

※議事録署名人として松本委員を確認。

（４）第 2 号議案について

※荒尾会長の指名により以下の通り専門委員会を決定。

伝統美観保存委員会	デザイン委員会	屋外広告物委員会
金坂浩史委員(☆)	荒尾慎司委員(☆)	富田秀則委員
小草牧子委員	長澤孝之委員	日野由紀子委員
藤間寛委員	田淵悟史委員	正岡さち委員(☆)
三代暢実委員	實重彩香委員	松本光弘委員

(☆)は委員長

（５）第 3 号議案について

※歴史まちづくり部まちづくり文化財課から資料 3-1～3-6 で説明。

(荒尾会長)

- 第 3 号議案につきまして、本日の審議会で答申したいと考えています。委員の皆様よりご意見がありますでしょうか。

(三代委員)

- 資料に「電柱」が出てきているので、議題からはそれるが、電線類の地中化について質問があります。
- いろんな景観のことをしている自治体は、「電線類の地中化」がすごく進んでいる。「電線類の地中化」について、城山周辺、塩見縄手周辺だけではなく、市全体の計画とか、大橋川改修にあわせて実施する計画とかはありますか。
- 大橋川の北側は 90cm 盛り土されるのに合わせて、電線類の地中化はされるのですか。

(松尾部長)

- 電線類の地中化につきましては、電線類を道路に埋めるわけですので、それぞれ、例えば中電であるとか N T T であるとか、今まで電柱に架線している事業者がそれぞれが負担金を出して、加えて自治体の方も、お金を出して、共同して実施するという仕組みがあります。

- 松江市では、電線類の地中化計画というのを持っています、例えば、地震等があった時に電柱が倒れると、車両等が移動するのに極めて不都合が出ますので、緊急輸送道路に指定されている箇所を優先的に進めています。
- それともう一つ、景観というのに極めて重要な要素でございます、大橋川の改修のちょっと北側のところは、これから計画を作っていくというところです。南側の白潟地区につきましては、昨年度、都市再生整備計画っていうのを松江市が策定しました。昨年度から5カ年の計画で、大橋川改修に伴って、少し道路をセットバックしますので、それに合わせて、宍道湖並びに大橋川からの景観を大事にしたいことから、今年度、電線類地中化の設計を行っています。
- 来年度以降のところ、道路の工事に入りますので、その中で、電線類の地中化を行う予定としております。

（三代委員）

- 大橋川の話が出たのもう一つ質問します。
- 大橋川の改修では、宍道湖のように全部セメント護岸になるのではないかと、すごく気になっている。全国に先駆けて、宍道湖が一番早くセメント護岸にした。ところが、それが間違いだったってということで、秋鹿のなぎさ公園のところで今実験しているように、アシとかヨシを植えて、水が通うようにして生き物にやさしい環境づくりをされている。
- セメント護岸っていうのは、セメントのあくによって、フナとか水辺の生き物が死んでしまうと、いうことがあるので、大橋川改修では、大橋川に面したところだけでも、セメント護岸ではなく、自然石の護岸にして欲しい。金がかかるのであれば、原発立地に伴う交付金を使えばいいのではないか。

（松尾部長）

- 今回の議題からはそれですが、歴史まちづくり部が大橋川改修事業を所管しておりますので、この場をお借りして少しお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

（荒尾会長）

- どうぞ。

（松尾部長）

○ まず、原発立地に伴う交付金というよりも、大橋川改修そのものは国の事業で行われ、護岸の改修は国の事業、護岸からその背後地は市の事業で行うことになっております。

○ 従いまして、東本町のところの護岸の改修につきましては、国のお金で、国の事業として行われますので、原発立地に伴う交付金を使って事業をすることはありません。

（三代委員）

○ わかりました。

（松尾部長）

○ 北岸の方の計画については、国との協議のなかでは、松江市が北岸の背後地で行う計画に合わせて、国は考えていくことになっており、詳細については、まだお知らせできない状況ですので、その点はご了承ください。

（三代委員）

○ わかりました。

（荒尾会長）

○ そのことも非常に重要な議論だと思いますけども、今は、第3号議案についてご意見を伺っていますので、それにつきましてご意見がありますでしょうか。

（三代委員）

○ 資料である松江市屋外広告計画に電柱のことが載っていたから、その関連で「電線類の地中化」を質問したものです。

（小草委員）

○ 3年ごとの更新許可申請時に屋外広告物の安全点検を行うということで、3年という数字が出てきますが、3年ごとに安全点検する根拠は何でしょうか。

○ 屋外広告物についても、いろいろなタイプのものがありまして、作っているものでも、素材だとか、工法とかいろいろなので、点検のタイミングはそれぞれ変わってくると思いますが、3年ごとに、屋外広告物を全部見ていくっていうのが、そこら辺の妥当性というのがどのように検討されたのか。

（藤井係長）

- 去年、島根県広告美術協会が屋外広告物点検技能講習会を開催されたので、聴講しました。講習会では、屋外広告物の点検の考え方として、3年間の間隔で見れば、錆などの劣化の進行具合が見えるものになっていました。
- 錆について、最初はぽつぽつ点が出てきて、年数が経つにつれ、それがだんだん広がって線になり、面になる。そうした劣化の進行具合を、3年ごとに点検で状況を確認すれば、補修する時期がわかり、適切な屋外広告物の維持管理ができるというお話でした。また、他の自治体においても、毎年更新という自治体もありましたが、この安全点検の義務化の条例改正にあわせて、3年にするところもあります。そうしたことも踏まえて3年というのが一つの目安であると考えています。
- 屋外広告物で20年30年経ったものは、3年ごとの点検ではなく、点検の間隔を3年より短くするほうが望ましいですが、市としては更新の許可申請における安全点検なので、3年ごとの点検を求めることとなります。よって、広告主が点検を行った方と屋外広告物の劣化の状況を見て、点検の間隔を3年より短くするといったことをしていただきたい。

（小草委員）

- その場合というのは、例えば新しく設置した屋外広告物でも、30年以上経った屋外広告物の場合でも同じように、3年ごとに安全点検を実施するということですか

（藤井係長）

- そうなります。ただし、安全点検する項目について、屋外広告業者と相談して、新しく設置した屋外広告物であれば簡易に、30年以上経った屋外広告物であれば念入りに点検することになります。
- 車は定期的に車検をするように、屋外広告物も更新の3年ごとに安全点検するものになればと思っています。

（小草委員）

- 続いて、3年ごとの点検によって広告主に費用の負担が生じる。例えば一社が幾つも屋外広告物を出している場合、1件当たりの点検費用を考えると、広告主はそれなりの負担となる。そのことをどう考えてますか。

（藤井係長）

- 広告主が費用対効果の視点で屋外広告物を見てもらい、安全点検の費用

を含めた維持管理の費用が高いということであれば、広告主が負担できる数や大きさにすることも考えられます。

（小草委員）

- 屋外広告物すべてが劣化・損傷しているわけではないので、一律の点検によって、広告主にとって、大きな負担となるようなものは、あまり好ましくないというふうに考えます。この辺を少し広告主側の立場に立っての考えも必要かなと思います。
- それと、屋外広告物に内蔵されている、若しくは、一体型になっている照明器具等は安全点検の対象になるかと思いますが、別に後からつけられたスポットとか、そういうような照明器具に対しては、安全点検の対象になるのでしょうか。

（藤井係長）

- 屋外広告物は照明も含めて屋外広告物になりますので、後からつけられたスポットも安全点検の対象となります。そうした質問が想定されるので、松江市ホームページの屋外広告物の質疑応答集に掲載する予定です。

（富田委員）

- 私どもは、安全点検をする側ですが、新規の場合でも、点検します。新規では、錆はまだでていないのでその写真を撮ったり、目視による点検をしたりします。
- それが年数が経つと、さびの具合とか、いろんな不具合が出てくるので、いろんな機械を使って点検します。なので、どうしてもその分金額もかかります。点検内容は、屋外広告物の状況を見て、広告主と話し合いをし、決めていきます。
- 点検の時に不具合が見つければ、補修などの対応します。照明についても広告物と考えていますので、一緒に点検をするようにしています。
- それと、事務局から資料3-4の松江市屋外広告物計画の変更部分の説明で、LEDビジョンの話が出てきましたけど、確かにここ1年でかなり松江市内も増えてきていると思います。屋外広告業者としては、LEDビジョンに対しての規制の見直しが図られるのであれば、早めに規制を見直してもらう方が、仕事がしやすい。
- 現在、大きさや高さといった規制はあるが、例えば、新しいLEDビジョンは音もだせるものが出てきている。これまで、屋外広告物について音

の規制はなかった。規制の見直しを図ってもらって、音付のLEDビジョンが出せる区域、音付のLEDビジョンが掲出不可の区域というように市の考えを示していただきたい。

（藤井係長）

- LEDビジョンについての規制の見直しについて、検討を進めます。

（金坂委員）

- 危害の防止の観点から有資格管理者の設置を設けられたが、あまりうまくいかなかった理由は。
- その上で、安全点検において、有資格者の資格要件をどう見直したのか。

（藤井係長）

- 有資格の管理者に関してうまくいかなかったことを補足しますと、都道府県が行う屋外広告物講習会を受けた方も有資格の管理者になることができることとし、その講習会は1日半で終わるものであり、そういった方も資格要件に入れてしてしまったために、広告主によっては、講習会を受けて、有資格の管理者として設置すればいいという考えの方が一定数いました。
- 本市としては、有資格の管理者の設置を契機に、屋外広告物の管理について意識を高めてもらい、大きな屋外広告物に関しては屋外広告業者さんや建築士に頼む、そこまで大きくないものは講習会修了者といった想定をしていました。
- しかし、資格要件を広げすぎたために、自らや社員が屋外広告物講習会を受けて、有資格の管理者として設置する広告主がいて、制度としてよくなかったと考えています。
- そこで、今回の安全点検では、講習会修了者は資格要件の対象から外し、点検技能講習会修了者を対象として、結果、資格要件を厳しくしました。
- その資格要件については、更新申請時に添付される安全点検の報告書で確認します。
- あわせて、一級建築士、二級建築士を安全点検の有資格者に入れていきますので、屋外広告物の安全点検を建築士に依頼される広告主もいると考えていますので、島根県建築士会に今後、条例改正についての説明を行いたいと考えています。

（金坂委員）

○ 建築士が屋外広告物も含め設計デザインを行います、屋外広告物の施工、管理は屋外広告業者がしている。

○ 建築士が屋外広告物を管理するということはあまりないので、安全点検の有資格者に建築士を入れる必要性はないのではないか。

（藤井係長）

○ 広告主によっては、建築士の資格を持った方が社員にいて、その方を有資格の管理者としているところがあります。

○ 平成 20 年の条例制定時には、建築士は有資格管理者の資格要件にはありませんでした。

○ しかし、建築士を有資格管理者としたい広告主がいたことから、平成 24 年に松江市屋外広告物条例の改正をし、有資格管理者に関して一級建築士、二級建築士を加えました。そうしたこともあり、今回の安全点検についても、有資格に一級建築士、二級建築士を入れていました。また、他の自治体の条例でも安全点検の有資格者に一級建築士、二級建築士を入れていました。

（松本委員）

○ これから新規に広告物を設置する場合は、安全点検の義務化を理解した上で設置されるので、やりやすいかと思います。しかし、もうすでに設置されている屋外広告物、私もこの話を聞きながら、いろいろと頭に浮かぶ屋外広告物を考えておりますと、もう 30 年ぐらい前に建てた屋外広告物とか、どういうふうに、広告主に安全点検の義務化をお知らせしていくのか。

○ 屋外広告物は市内にたくさん設置されているので、それらの安全点検はもう仕方がないからほっといて、新しく設置されたものを安全点検することならわかるのですが、設置されている屋外広告物をどのように管理して、安全点検をしてもらうのか。

（藤井係長）

○ 許可をしているものに関しては 11 月議会で条例案が通れば、速やかに、すべての申請者及びすべての広告業登録業者に対し、条例改正のお知らせを行う予定です。

○ 自治会や地元の団体が出している屋外広告物についての安全点検につきましても、次のように進めていきたいと考えています。

○ 今回、安全点検の義務化に合わせて、違反広告物の是正の方も進めることにしています。この是正において、主要な道路を網羅的に屋外広告物の

調査をしますので、自治会や地元の団体が表示している屋外広告物も含めて調査します。その後、そうした団体に、屋外広告物についての安全点検のお話をしていきたいと思っております。なお、調査・指導が長期に亘りますので、調査できたところから順次お話を進めたいと考えています。

（荒尾会長）

- 今いろいろご意見ありましたけども、特に、計画変更及び条例関係については、内容は変えなければならないという意見はなかったと思います。
- 第3号議案については、異議なしで答申してよろしいでしょうか。

※委員了承

（6）報告事項について

※歴史まちづくり部まちづくり文化財課から資料4で説明。

※質問なし

（7）閉会

署名 _____

署名 _____